

演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託

プロポーザル方式募集要領

1 業務名

演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託

2 業務概要

第7次福島県総合教育計画において育成したい人間像として示された、社会や地域の創造に貢献できる人材を育てていくためには、他者との対話や協働を通して、様々な立場や意見の違いを乗り越えて共に生きていく力を身につけるコミュニケーション教育が不可欠である。本事業は、演劇による教育活動を通して、福島県の児童生徒の「自分の考えや思いを表現する力」「他者の考えや思いを理解する力」の育成と実践的指導力を有する教員の育成を目指すことを目的とする。

その実現のため、校外の講師を活用したワークショップ体験実習、演劇創作実習、演劇発表実習をモデル校において実践するものである。

3 業務仕様

別紙「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」のとおり

4 見積限度額

3, 8 4 1 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 国税及び県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年 4月11日（木）
質問受付	令和6年 4月12日（金）～4月19日（金）17時まで
プロポーザル参加申込期間	令和6年 5月 7日（火）17時まで
企画提案書提出期間	令和6年 5月21日（火）17時まで
選定委員会	令和6年 5月28日（火）
選定委員会結果通知	令和6年 6月 4日（火）頃
契約締結・事業着手	令和6年 6月25日（火）以降予定

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式1〕を提出すること。

ア 受付期間

令和6年4月12日（金）から令和6年4月19日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

「1.1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、メールで提出すること。また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、高校教育課ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

令和6年5月7日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送で提出すること。また、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書 在中】演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

ウ 提出書類

- ①演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕
- ②納税証明書（国税（その3の3））
- ③納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）
- ④会社概要〔様式3または任意様式〕
- ⑤法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）
（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。）
- ⑥暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式4〕
- ⑦役員一覧〔様式5〕
- ⑧定款又は寄付行為の写し
（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）

エ 結果通知

高校教育課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月21日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分～17時00分。

※郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託 企画提案書等在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達記録の方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を各6部（正本1部、写し5部）提出すること。

ア 企画提案書

- 企画提案書には、以下の項目について記載すること。
 - ① 実施方針
 - ② ワークショップ体験実習、演劇創作実習、演劇発表実習の実践内容について具体的に記載すること。
 - ③ 演劇創作実習においては、モデル校の教員の指導力育成の内容を具体的に記載すること。
 - ④ 工程表について、事業実施にかかるスケジュールを明確に示すこと。
 - ⑤ 過去2年間の本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について実績を記載すること。
 - 任意様式とする。但し、日本工業規格A4判10ページ以内(表紙除く)とする。
 - イ 事業経費積算書(任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。)
 - 報酬について単価を記載すること。また、旅費についてはモデル校ごとに単価を記載すること。
 - 各実習については、全てのモデル校で対面実施できるものとして積算すること。
 - ウ 業務実施体制書〔様式6〕
 - 主任担当者及び講師について記載すること。また、提携している他団体の人員配置がある場合は、記載すること。
 - エ 過去2年間における、本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について実績を証明するもの(契約書又は請書の写し)
- (4) 留意事項
- ア 失格又は無効となる場合
 - 提出者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。
 - 企画提案書の経費積算額が、上記4に定める見積限度額を超える場合。
 - 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
 - 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

 - 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
 - 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
 - その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合
 - イ その他
 - 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
 - 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
 - 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
 - 提出された書類は返却しない。
 - 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。

- 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。
- 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

9 企画提案書の評価基準、審査方法

(1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
業務遂行			
能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について受注実績があるか。	10点
企画提案			
内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	ワークショップ体験実習、演劇創作実習及び演劇発表実習での指導項目・内容などが具体的に提案されているか。	15点
	企画提案 (企画性②)	演劇創作実習において、教員の実践的指導力を育成するための内容などが具体的に提案されているか。	15点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	20点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	10点
		計100点	

(2) 審査方法

福島県が選定した審査委員によるヒアリング審査により、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(3) 選定委員会（ヒアリング）の開催

ア 開催日 令和6年5月28日（火）

イ 開催場所 福島県庁内（福島市杉妻町2番16号）

※開始時刻等は、別途参加者あてに通知する。

※書面やzoomミーティングを用いたオンラインでの審査になる場合もある。

ウ 方 法

- ・ 1者3名以内とする。
- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は15分以内で説明し、審査委員から質疑を15分以内で行う。

- ・ 選定委員会は、公開しない。
- (4) 委託候補者の決定
- ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
 - イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。
 - ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (5) 結果の公表
- 選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表する。

10 契約等に関する事項

- (1) 仕様書の協議等
- 本業務の業務委託仕様書は、別紙「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書(プロポーザル用)」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 契約書
- 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約保証金について
- 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 契約に関する条件等
- 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。
- (5) 関係書類の整備
- 受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
福島県教育庁高校教育課(担当:近内)
TEL:024-521-7772 FAX:024-521-7973
E-mail:k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp